

公 告 文

次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和元年5月16日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 事業名

「新エネルギー等率先導入推進事業」を活用した北海道栽培漁業伊達センターLED照明導入事業

(2) 業務の目的及び内容

北海道栽培漁業伊達センターにおける省エネルギーを推進するため、LED照明を導入し、地域における新エネ導入・省エネ推進モデルの事業PR啓発活動を実施する。

(3) 契約方法 設計・施工一括発注方式（公募型プロポーザル）

(4) 契約期間

契約締結日から令和2年2月28日（金）まで

ただし、LED照明機器の設置は、令和元年12月27日（金）までとする。

(5) 履行場所

北海道栽培漁業伊達センター（伊達市長和町234番1）

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

設計・施工一括発注方式公募型プロポーザルに参加しようとする者は、複数企業等（法人及び個人を含む。）による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とし、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 共通要件

ア 道内に本店を有する会社、道内に主たる事務所を有する法人（会社を除く。）又は道内に住所を有する個人であること。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、すでにその停止の期間を経過していること。

エ 暴力団関係事業者等でないこと。また、暴力団関係事業者等により、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

オ 道税を滞納している者でないこと。

カ コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

キ その他必要と認める要件

(2) コンソーシアムには次の要件を満たす1以上の者を構成員として加えなければならない。

ただし、これらの者には前項イの要件を必要としないものとする。

ア 発注工事に対応する地方自治法施行令第167条の5第1項の規定により知事が定めた契約の種類の入札に参加する者に必要な資格及び建設業法（昭和24年法律第100号）における建設工事の種類ごとに定める許可を有する者であること。

イ 電気工事においては、競争入札参加資格関係事務取扱要領（昭和48年4月2日付け局

総第112号) 別表第2第4の3に規定する工事予定価格に応じた電気工事A等級に格付けされている者であること。

ウ 現場代理人を工事現場に専任で配置できること。

3 企画提案書及びヒアリングの評価基準

提出された企画提案書の内容についてヒアリング審査を行う。

なお、ヒアリング実施日時等については別途通知する。

- (1) 実施体制・業務遂行能力
- (2) 企画提案の内容(省エネ・新エネ設備の導入)
- (3) 企画提案の内容(事業PR関連業務)

4 手続

(1) 担当部局

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎11階

北海道水産林務部水産局水産振興課栽培・研究グループ 担当:堀

電話 011-204-5468 (直通)

FAX 011-232-1578

(2) プロポーザル説明書の交付期間、交付場所及び方法

ア ホームページからのダウンロード

(ア) 交付期間 令和元年5月15日(水)から6月24日(月)まで

(イ) ホームページのURL <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sr/ssk/dateledproposal.htm>

イ 直接交付

(ア) 交付期間 令和元年5月15日(水)から6月24日(月)まで(土曜日、日曜日を除く、午前9時00分から午後5時00分まで)

(イ) 交付場所 (1)に同じ

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、次の(ア)から(ウ)に定めるところにより、参加表明書を提出し、上記2に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 提出期限 令和元年5月31日(金)午後5時(必着)

(イ) 提出場所 (1)に同じ

(ウ) 提出方法 持参または郵送(書留郵便に限る。)による。

イ 審査を行ったときは、審査結果を通知する。

(4) 企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限 令和元年6月24日(月)午後5時(必着)

提出場所 (1)に同じ

提出方法 持参による。

5 プロポーザル説明会

参加表明書提出後、参加資格要件を満たすコンソーシアムに対して、本プロポーザルに関する説明会を次のとおり実施する。

(1) 開催日時 令和元年6月7日(金)午後1時00分から

(2) 開催場所 北海道栽培漁業伊達センター会議室

伊達市長和町234番1

※出席者は1コンソーシアムあたり3名以内とする。

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付するものとする。なお、契約保証金の納付の免除については、財務規則171条の定めるところによる。ただし、同運用方針171条関係第3号の3は適用しないこととする。

(4) 前払い

契約を締結したコンソーシアムは、公共事業の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と、工期の完成期限を保証期限とする同条第5項に規定する保証契約を締結し、その保証証書を提出することにより、契約金額（「新エネルギー等率先導入推進事業」を活用した北海道栽培漁業伊達センターLED照明導入事業プロポーザル企画提案業務指示書2 Iの工事関連業務にかかる金額に限る。）の100分の40に相当する額の範囲内で前払いを受けることができる。

(5) 性能の保証等

工事関連業務については、契約締結後に工事に係る詳細設計を行い、詳細設計書に基づき工事を行うものとする。このため、契約を締結するコンソーシアムは、工事における施工責任及び性能保証責任を負うものとする。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口。

4（1）に同じ

(7) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(8) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(9) 詳細は、プロポーザル説明書による。